

これならわかる iDeCo (イデコ) 第9回

2017年3月15日

全2頁

# iDeCo (イデコ) 最大のメリット：節税効果

## ① 掛金の拠出時、②運用時、③受け取り時、3段階の税制優遇

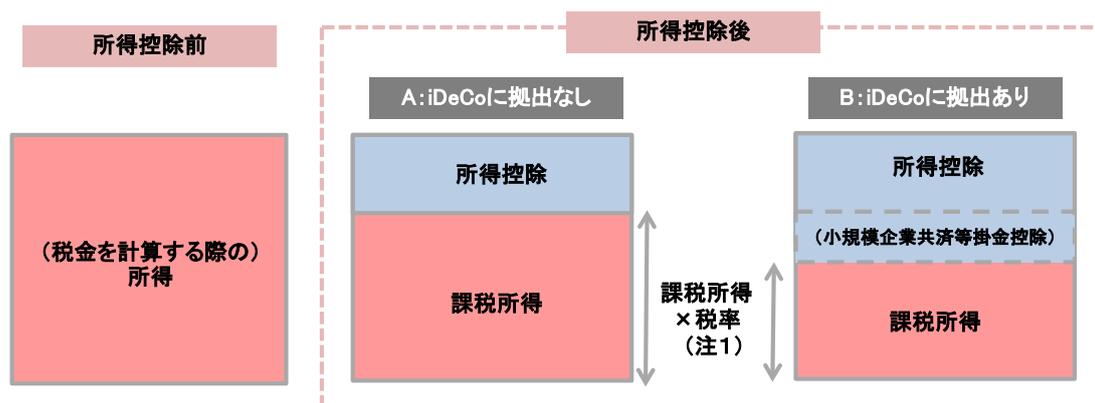
金融調査部 研究員 佐川 あぐり

iDeCo は、①掛金を拠出する時、②資産を運用している時、③年金資産を受け取る時、の3段階で税金が優遇され、高い節税効果が最大のメリットとされています。第9回では、それぞれの節税効果の内容について、確認しましょう。

### ①掛金を拠出する時：掛金が全額所得控除の対象

iDeCo に拠出する掛金は、その全額が「所得控除」の対象となります。「所得控除」とは「(税金を計算する際の) 所得<sup>1</sup>」から差し引かれる金額のことです。「所得控除」の種類には、医療費控除や社会保険料控除などがありますが、iDeCo の掛金については、小規模企業共済等掛金控除として所得から差し引かれます。

図表 iDeCo に掛金を拠出する時の、節税のイメージ



(注1) 厳密には「課税所得 × 税率 - 税額控除 = 所得税額」。

(注2) iDeCo の加入・未加入以外に、条件が全く変わらないと仮定した場合。

(出所) 大和総研作成

所得税や住民税は「(税金を計算する際の) 所得」から「所得控除 (各種控除の合計額)」を

<sup>1</sup> 給与所得や不動産所得などの金額を合計した総所得金額。

差し引いた「課税所得」を基礎として計算されます。住民税の税率は一律で10%ですが、所得税の税率は、所得が多くなればなるほど税率が高くなる仕組みになっています。つまり、「所得控除」が多いほど「課税所得」が少なくなる上に税率も低くなる可能性があるため、節税のメリットが高まるということになります。

## ②資産を運用している時：運用中の収益は非課税

積み立てた資産を運用している間は、運用から得られる収益に税金がかかりません。例えば、iDeCoで運用する主な商品として、投資信託が挙げられます。通常、保有する投資信託から得られる分配金や値上がり益には、約20%の税金がかかります。しかし、iDeCoでは非課税となり、得られる収益をそのまま積み立てて運用することができます（複利効果といいます）。

ただし、注意すべき点もあります。本来DCでは、積み立てた資産の残高に対して、毎年「特別法人税」が課せられることになっています。特別法人税とは、1962年に導入された制度で、企業年金などの積立金の残高に課される税金のことをいいます。現在は、1999年に期限付きで特別法人税の課税が停止されて以降、この期限（凍結期間）は延長が繰り返されており<sup>2</sup>、これまでDCの資産に特別法人税が課せられたことはありません。厚生労働省や企業年金連合会などの各団体は、特別法人税の撤廃を要望しています。特別法人税の課税が復活する見込みは少ないといえますが、実際に適用されるようなことがある場合には、この仕組みにより加入者が受けられる節税の効果は薄まってしまうので、覚えておくとい良いでしょう。

## ③年金資産を受け取る時：年金は公的年金等控除、一時金は退職所得控除

iDeCoの資産は、年金か一時金（または併用）の方法で受け取り、いずれの方法であっても、課税の対象となりますが、税制上の優遇制度があります。年金で受け取る場合には、iDeCoの年金資産は公的年金等の給付による所得として、雑所得になります。この所得に対しては、公的年金等の収入金額と加入者の年齢に応じて「公的年金等控除」が定められており、所得から差し引かれます。また、一時金で受け取る場合は、退職時に会社から支払われる退職金と合わせて、退職所得となりますが、「退職所得控除」があり、所得から差し引かれます。このように、所得からそれぞれ一定の金額が差し引かれるため、①でみたような節税の効果が期待されます。

ただし、退職金や公的年金等の額からそれぞれの控除額を差し引いても残る金額は、課税の対象となります。他の退職所得がある場合や公的年金等の所得が多い場合には、課税対象となる額が多くなります。加入者の状況により節税の効果は異なるので注意しましょう。

以上

---

<sup>2</sup> 現在の凍結期間は2017年3月末が期限となりますが、さらに3年間の延長が見込まれています（2017年度税制改正大綱より）。